

いわき市農業委員会第1回総会議事録

1 開催日時

平成30年7月9日（月）14時00分から15時40分

2 開催場所

いわき市役所本庁舎 8階 第8会議室

3 出席者（35人）

(1) いわき市長 清水 敏男

(2) 来賓

いわき市議会 議長 菅波 健

福島県いわき農林事務所 所長 家久来 克之

(3) 農業委員（24人）（五十音順）

1 遠藤 重和	11 佐藤 吉行	21 油座 勝三
2 大竹 公治	12 菅波 一郎	22 油座 盛明
3 岡田 光男	13 鈴木 理	23 和田 正人
4 木田テイ子	14 鈴木 義直	24 藁谷 昭夫
5 草野久仁昭	15 高木 眞一	
6 草野 庄一	16 新妻 信夫	
7 小泉 昌男	17 箱崎 寿正	
8 木幡 仁一	18 蛭田 元起	
9 坂本 和徳	19 蛭田 秀史	
10 佐川 良平	20 松本 英人	

(2) 事務局（8人）

太 清光 事務局長

鈴木 一徳 事務局次長

早水孝太郎 主任主査

林 克伊 主任主査兼農地調整係長

野木 隆司 農政振興係長

坂本 聡 農政振興係 主査

府川 将人 農地調整係 主査

西山 諒 農地調整係 事務主任

4 会議の概要

事務局
(鈴木次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第1回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。

司会進行役を務めさせて頂きます、事務局次長の鈴木と申します。よろしくお願い致します。

本日は、委員改選後に行われる最初の総会でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書の規定に基づきまして市長が招集しております。それでは、議事に先立ちまして、清水市長よりご挨拶申し上げます。

清水市長

第16期いわき市農業委員会第1回総会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。皆様には、日頃より、本市における農業の振興と地域の発展に格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成28年4月1日に施行されました、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律に伴いまして、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会の役割は、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消など、農地利用の最適化の推進に重点が置かれることとなりました。

また、農業委員の選出方法につきましても、従前の公選制から市町村長による選任制に変更され、いわき市議会の同意を得て、去る6月22日に皆様に辞令を交付させて頂いたところです。加えて、皆様とともに担当区域において農地利用の最適化を進める農地利用最適化推進委員が新設されたところであります。

本日は、これらの改正を踏まえた新たな体制のもと、第16期いわき市農業委員会としてスタートを切ることとなります。

さて、本市の農業につきましては、震災以降、大変厳しい状況にありましたが、食の安全・安心の確保、風評の払拭等に向け、米の全量全袋検査や農産物のモニタリング検査結果の情報発信など、市内の農業関係者の皆様が一丸となって取り組んできたことにより、消費者の理解や販路拡大等が進み、明るい兆しが見えてきております。一方で、震災前より、農業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加など、様々な課題が生じており、その対策が急務となっております。

このため、農業委員の皆様の役割は、今後ますます重要になるものと認識しており、市と致しましても、本市の基幹産業である農業の再生と振興に全力で取り組んで参りますので、皆様には今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、委員の皆様のご健勝、ご活躍を心から祈念致しまして、挨拶と致します。

事務局
(鈴木次長) ありがとうございました。
続きまして、いわき市議会議長 菅波 健 様より、ご祝辞を賜りたいと思います。菅波議長、よろしく申し上げます。

菅波議長 本日、第16期いわき市農業委員会第1回総会が開催されるにあたり、いわき市議会を代表致しまして、一言、お祝いを申し上げます。
この度、農業委員に就任されました皆様方におかれましては、本市における農業生産力の向上と農業経営の合理化、更には、農業担い手の育成など積極的な活動を展開されておりますことに敬意を表します。
現在、農業を取り巻く環境は、農業経営者等の高齢化や後継者不足、未だに拭いきれない風評被害、T P P 問題など課題が山積しており、大変厳しい状況に直面しております。そのような状況において農業委員会の果たす役割は、今後、重要性を増すものと考えております。どうか委員の皆様におかれましては、この数多くの課題の中で農地と担い手を守り、未来の農業の有り方を定め、本市農業の発展のため、ご尽力を賜りますよう心からお願い申し上げます。
結びに、農業委員会の益々のご発展と皆様のご健勝、ご多幸を祈念申し上げます、お祝いの言葉と致します。
本日は誠にありがとうございます。

事務局
(鈴木次長) ありがとうございました。
続きまして、福島県いわき農林事務所 所長 家久来 克之 様より、ご祝辞を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

家久来所長 第16期いわき市農業委員会第1回総会の開催にあたり、お祝いを申し上げます。
皆様には日頃より、農業委員会活動を通じ、地域農業の発展と振興にご尽力頂き、深く感謝申し上げます。
東日本大震災や福島第一原子力発電所事故から7年が経過する中、いわき地方において農業生産基盤や森林等の整備が進み、特に津波により甚大な被害を受けた沿岸部の農業地においては、ほ場の大区画化に取り組み、約250haの全ての農地で営農再開が可能となるなど、復興創生に向け、着実に進んでおります。
また、サンシャインいわきの特性を生かしたイチゴやトマトなどの生産拡大、ベトナムへの日本梨の初輸出や磐城農業高校で県内高校では初めてとなるG A Pの取得など、様々な取り組みが大きな光となって、いわき地方を更に輝かせていると感じております。
一方、農業者の高齢化、減少が進む中、地域農業を支える担い手

家久来所長

の農地集積や集約化を図っていくことが喫緊の課題となっており、本県では農地中間管理事業の推進に関する基本方針において、2023年度までに担い手への農地集積率を75%まで引き上げる目標を定め、農地中間管理事業の積極的な推進を図ってきたところでございます。

このような中、本県農業の担い手育成に向け、農業委員会と県がこれまで以上に密接に連携していくことが益々重要になっております。

本日お集まりの農業委員の皆様は、農業委員会法の改正による新制度の下で初めて任命された方々であり、新たに委嘱される農地利用最適化推進委員の方々と十分な連携を図りながら、担い手への農地の利用集積や集約化、遊休農地の発生防止と解消、更には新規参入の促進に向けてご活躍頂けるものと期待しております。県と致しましても、農地中間管理機構による農地の利用集積や新規参入者の受入体制の整備はもとより、GAP認証取得日本一を目指す取り組みを進め、消費者へ流通業者の県産農産物への信頼を高めるとともに、意欲ある担い手の育成、確保に全力で取り組んで参りますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、いわき市農業委員会の更なる発展とご参会の皆様のご健勝、ご活躍を心からお祈り致しまして、お祝いの言葉と致します。

本日は、誠におめでとうでございます。

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。

市長並びにご来賓の皆様には、他に公務がございますので、ここで退席されますことをご了承頂きたいと思っております。

－市長、議長、農林事務所長 退席－

事務局
(鈴木次長)

それでは、お手元にお配りしております、いわき市農業委員会総会会議規則をご覧頂きたいと思っております。本日の総会は、任期満了による任命の後、最初に行われる総会でございますので、会長及び会長職務代理者を選出するまでの間、規則第6条第2項の規定により、委員の最年長者が議長となることになってございます。本日出席頂いております委員の中で、最年長者は鈴木 理委員でございますので、鈴木委員に議長をお願い致します。

また、議長の補佐を太事務局長が務めますことをご了承賜りたいと思っております。

それでは、鈴木委員、仮議長席へお願い致します。

仮議長
(鈴木委員)

只今ご紹介を賜りました、委員の鈴木 理でございます。このように重要な会議の議長を務めることは大変光栄でございます。皆様方のご協力を得て、会長及び会長職務代理者が選出されるまでの間、仮議長を務めさせて頂きたいと存じますので、よろしくお願い致します。

それでは、これより議事に入ります。

現在の委員の出席状況を報告致します。委員定数24名全員の出席であります。これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の会議は成立致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので宣告致します。

只今より、第16期いわき市農業委員会第1回総会を開会致します。

次に、議事進行上、議長が仮議席の指定を致します。仮議席は、只今ご着席の議席と致します。

なお、これから発言される方については、テーブル右上に表示されている議席番号と氏名を名乗ってから、ご発言は全て挙手をもってお願い致します。

それでは、日程第1、選挙第1号 会長の互選について上程致します。事務局の説明を求めます。

事務局
(野木係長)

－議案書2ページ朗読－

農業委員会等に関する法律第5条の規定により、農業委員会に会長を置くこととなっており、会長は委員が互選した者をもって充てると定められております。

互選の方法につきましては、選挙によって行うことが原則とされておりますが、地方自治法第118条による指名推選、委員全員の同意をもって当選とする方法を用いることができます。

また、ここでいう選挙とは、候補者を限定せず、農業委員24名全員が候補者となり、最も得票数の多い方を会長として決定するものであります。

なお、指名推選によって決定する方法において2名以上の方が推選された場合には、指名推選の方法によらず、選挙により決定することになります。

まず、選出方法について、ご審議願います。

私からの説明は以上です。

仮議長
(鈴木委員)

只今の事務局説明のとおり、会長は委員の互選によることと定められております。また、互選の方法については、選挙によって決定する方法、指名推選によって決定する方法、いずれの方法にしたら

仮議長 (鈴木委員)	よいかお諮り致します。
高木委員	15番 高木眞一です。私は、指名推選で決定した方がよいと思います。
仮議長 (鈴木委員)	指名推選によって会長を決めるという意見でございます。いかがでしょうか。
和田委員	23番 和田正人です。選挙ということでお願いします。
佐川委員	10番 佐川良平です。複数名が推薦された場合には選挙となることですが、できれば指名推選が良いと思います。
松本委員	20番 松本英人です。県の会長に鈴木委員が就任することに決まった訳ではありますが、いわきの会長でなければ県の会長は務まらないということですか。それとも、いわき市の会長でなくても県の会長就任は可能ということですか。
仮議長 (鈴木委員)	いわき市の会長でなければ、県の会長になれないということではありません。私が県の会長となった理由は、学識経験者ということです。はっきりと申し上げますが、私はいわき市の会長に立候補はせず、ご指名を頂いても辞退申し上げるつもりでおります。
松本委員	わかりました。
事務局 (野木係長)	事務局より互選の方法について補足させていただきます。 原則は24名全員を対象として投票を行うこととなります。 しかし、その方法では無く、指名推選ということでお一人、この方が良いということで全員の同意が頂ければ、それで決定するということですので、まずは互選の方法と致しまして、全員を対象とした選挙なのか、指名推選なのか、方法を決めて頂きたいと思っております。 仮に指名推選となった場合でも、2人以上のお名前が挙がった場合には、その2人を対象とした選挙になるということとなります。
草野委員	5番 草野 久仁昭です。指名推選の方法ということで採決をとって頂きたいと思っております。

仮議長 (鈴木委員)	<p>それでは、互選の方法について採決をとることと致します。 指名推選による方法がよいと思われる方は挙手願います。</p> <p>－事務局 挙手者数を確認－</p>
仮議長 (鈴木委員)	<p>選挙による方法がよいと思われる方は挙手願います。</p> <p>－事務局 挙手者数を確認－</p>
仮議長 (鈴木委員)	<p>ご報告致します。 指名推選の方法が24名中21名、選挙が24名中3名です。よって、 指名推選の方法で会長を選出することと致します。 それでは、会長に選出したい方を推選願います。</p>
高木委員	<p>15番 高木眞一です。草野庄一委員を推選致します。</p>
和田委員	<p>23番 和田正人です。私自身が自分を推選致します。</p>
仮議長 (鈴木委員)	<p>それでは、2人の推選となりましたので、選挙となります。 事務局、改めて選挙規程の説明をお願い致します。</p>
事務局 (野木係長)	<p>－選挙事務取扱規程の説明－</p>
蛭田委員	<p>18番 蛭田元起です。選挙の前に候補者の意気込みと申しますか、 考え方などを含め、2人からお話を聞かせて頂ければと思います。</p>
仮議長 (鈴木委員)	<p>蛭田委員からのご提案ですが、皆様、よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>－異議無しとの声有り－</p>
仮議長 (鈴木委員)	<p>それでは、仮議席番号の若い順からお願い致します。 はじめに、草野庄一委員、よろしくお願い致します。</p> <p>－草野庄一委員 所信表明－</p>
仮議長 (鈴木委員)	<p>次に、和田正人委員、よろしくお願い致します。</p>

－和田正人委員 所信表明－

仮議長
(鈴木委員)

それでは、事務局説明のとおり規程に従い、選挙を行います。
選挙に先立ちまして、議場を閉鎖致します。

－事務局職員が扉の前に立ち議場閉鎖－

仮議長
(鈴木委員)

事務局、投票箱の確認をお願いします。

－会場前方で投票箱を検め、鍵をかけて所定の位置へ設置－

仮議長
(鈴木委員)

これより選挙に移ります。選挙投票用紙交付係で選挙投票用紙を受け取り、会議室前方に設置してあります記載台にて会長に指名したい方1名の氏名を記入し、投票箱に入れてください。

それでは、仮議席番号1番の遠藤委員から順に投票をお願い致します。

－投票開始・終了－

仮議長
(鈴木委員)

投票していない方はございませんか。

全員投票されたようですので、投票箱を閉鎖致します。

なお、ここで議場の閉鎖を解きます。

それでは、只今から開票を行います。開票を行うにあたり、いわき市農業委員会選挙事務取扱規程第6条の規定により、開票立会人を3名以上指名しなければなりません。議長が指名することにご異議ございませんか。

委 員

－異議無しとの声有り－

仮議長
(鈴木委員)

ご異議が無いようですので、指名致します。

仮議席番号 7番 小泉昌男 委員

14番 鈴木義直 委員

21番 油座勝三 委員

以上3名を指名致します。

開票は本会場で行います。只今指名された3名の開票立会人は、正面にお集まり頂き、開票点検の立会いをお願いします。

投票結果が出るまで、暫時休議と致します。

－開票・点検・集計－

<p>仮議長 (鈴木委員)</p>	<p>開票作業が終了致しましたので、再開します。 開票の結果について報告します。 投票総数24票、うち有効票数24票、無効票0票であります。 投票の結果は、草野庄一委員21票、和田正人委員3票であります。 従いまして、草野庄一委員が会長と決定致しました。 次に、日程第2、選挙第2号 会長職務代理者の互選について上程致します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (野木係長)</p>	<p>－議案書3ページ朗読－ 農業委員会等に関する法律第5条の規定により、農業委員会に会長職務代理者を置くこととなっており、会長職務代理者は委員が互選した者をもって充てると定められております。 互選の方法につきましては、選挙によって行うことが原則とされておりますが、地方自治法第118条による指名推選、委員全員の同意をもって当選とする方法を用いることができます。 また、ここでいう選挙とは、候補者を限定せず、只今、会長に決定した草野庄一委員を除く、農業委員23名が候補者となり、最も得票数の多い方を会長職務代理者として決定するものです。 なお、指名推選によって決定する方法において2名以上の方が推選された場合には、指名推選の方法によらず、選挙により決定することになります。 まず、選出方法について、ご審議願います。 私からの説明は以上です。</p>
<p>仮議長 (鈴木委員)</p>	<p>只今、事務局説明のとおり、会長職務代理者は、委員の互選によることと定められております。 その互選の方法については、選挙によって決定する方法、指名推選によって決定する方法、いずれの方法にしたらよいか、お諮り致します。</p>
<p>草野委員</p>	<p>5番 草野久仁昭です。指名推選でお願い致します。</p>
<p>仮議長 (鈴木委員)</p>	<p>只今、指名推選との発言でありました。いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>－異議無しとの声有り－</p>

仮議長 (鈴木委員)	異議無しとのことでありましたが、それでよろしいですか。
委 員	－異議無しとの声有り－
仮議長 (鈴木委員)	それでは、指名推選の方法と致します。 会長職務代理者の推選をお願い致します。
高木委員	15番 高木眞一です。蛭田元起委員を推選します。
仮議長 (鈴木委員)	蛭田元起委員を会長職務代理者に推選するとのことであります。 只今、1人のみの推選となりますが、いかがでしょうか。ご異議 ございませんか。
委 員	－異議無しとの声有り－
仮議長 (鈴木委員)	それでは、蛭田元起委員を会長職務代理者とすることにご異議ご さいませんか。異議の無い方はご起立願います。 －委員全員の起立を確認－
仮議長 (鈴木委員)	ご異議が無いようですので、会長職務代理者は蛭田元起委員と決 定致します。 それでは、会長及び会長職務代理者が決定しましたので、お二人 からご挨拶をお願い致します。
草野委員	皆様のご支援を頂きまして、会長に任命されました草野でござい ます。第16期のスタートは、今までの農業委員会のスタートとは違 います。40人の農業委員が24人となり、新たに農地利用最適化推進 委員32人の大所帯となりまして運営していかなければならないと思 いますと、その職務の重さを痛感しているところでございます。出 航してからは戻る訳にはいきません。今までは農業委員という一つ のエンジンであったのですが、第16期からは農地利用最適化推進委 員という、もう一つのエンジンが付きますので、パワーアップされ た農業委員会となるのは事実であります。ただ、どのようにして融 合させながら協力体制を築いていくかということに関しては、新た な構想は、まだ浮かんでおりませんが、皆様からご意見を頂いたり、 他農業委員会の事例を参考としながら、頑張っって参りたいと思いま す。よろしくお願い致します。

蛭田委員	委員の皆様のご推選により、第16期いわき市農業委員会の会長職務代理者に就任することになりました蛭田でございます。草野新会長のもと、委員の皆様のご指導、ご鞭撻、ご協力を賜りながら、職責を果たして参りたいと思っております。よろしくお願い致します。
仮議長 (鈴木委員)	只今をもって、私の職務は終了致しました。 草野新会長と議長を交代致します。 ご協力ありがとうございました。
議長 (草野会長)	それでは、これよりいわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が総会の議長となるとされておりますので、早速ではありますが、議長を務めさせていただきます。 次の議事に移ります。 日程第3、総会議席の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	いわき市農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定により、委員の議席は、委員の任期満了による任命の後、最初に行なわれる総会において、くじで定めるとされております。 本日、準備しております、くじでございますが、先端に数字を記載してあります札状の厚紙を円筒状の入れ物からお一人ずつ引いて頂く方法とすることのご承認をお願いするものであります。 私からは以上です。
議長 (草野会長)	只今、事務局説明のとおり総会議席は、くじで決めることになっております。 ここで皆様にお諮り致します。くじを引く順番は、仮議席の番号順ということでよろしいでしょうか。
委 員	－異議無しとの声有り－
議長 (草野会長)	それでは、仮議席番号1番の遠藤委員から順に、くじを引いて頂きます。事務局でくじを持ってまわりますので、くじを引きましたら、余白に名前を記入し、そのままお持ちください。事務局で回収致します。 なお、総会議席が決まり、事務局より総会議席番号の報告をするまで、暫時休議と致します。
	－くじ引き、総会議席番号決定－

議長
(草野会長)

議事を再開致します。事務局より総会議席を報告致します。

事務局
(野木係長)

それでは議席番号の報告を致します。敬称は省略させていただきます。
1 草野庄一、2 坂本和徳、3 蛭田元起、4 遠藤重和、
5 藁谷昭夫、6 鈴木義直、7 草野久仁昭、8 箱崎 寿正、
9 松本英人、10 油座勝三、11 新妻信夫、12 佐川良平、
13 鈴木 理、14 蛭田秀史、15 高木眞一、16 木幡仁一
17 菅波一郎、18 大竹公治、19 油座盛明、20 岡田光男、
21 和田正人、22 木田テイ子、23 小泉昌男、24 佐藤吉行
以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局報告のとおり総会議席が決定しました。
それでは、ご自分の名札のみをお持ちになって、只今決定した議席に移動してください。番号札は議席番号でございますので、そのままとしておいてください。

－決定した議席に移動－

議長
(草野会長)

それでは、引き続き議事を進めます。
日程第4、議事録署名人の指名についてでございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号2番 坂本 和徳 委員

3番 蛭田 元起 委員

以上2名にお願い致します。

また、書記は事務局にお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市のホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、日程第5、議案第1号、いわき市農地利用最適化推進委員の選任について、上程致します。

事務局の説明を求めます。

事務局
(野木係長)

－議案書4ページ朗読－

それでは、別紙の資料、いわき市農地利用最適化推進委員候補者名簿をご覧ください。

農業委員会等に関する法律の規定により、本会におきましては、第16期から新たに農地利用最適化推進委員を設置することになります。

農地利用最適化推進委員とは、農地の利用状況調査等を通し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進により、農地利用の最適化の推進等を担う方でございます。これまでの農業委員の現場活動の分化・強化を図るといふものであります。

推進委員の公募につきましては、皆様、農業委員と同様、今年2月の1ヶ月間を期間とし募集した結果、定数32人に対し、42人の申込みがあったところであります。前体制の第15期農業委員会におきまして、申込者全員を公正に評価し、その評価を踏まえまして、ご覧のとおり候補者と致しました。

それでは、活動区域毎に、定数、氏名の順に読み上げを致します。

なお、氏名の順番は五十音順であります。生年月日、住所はご覧のとおりであります。読み上げは省略致します。

－農地利用最適化推進委員 読み上げ－

以上のとおり、いわき市農地利用最適化推進委員の選任について、承認を求めるものであります。ご承認頂けましたら、今月17日火曜日に推進委員の委嘱状交付式を執り行う予定であります。

なお、四倉、久之浜、大久につきましては、定数5に対し、4人となっておりますので、17日の委嘱後、速やかに不足1人の再募集をすることと致しますので、ご了承願います。

以上であります。

議長
(草野会長)

只今、事務局より説明がございましたが、委員の皆様よりご質問等、ございますか。

油座委員

10番 油座勝三です。遠野・田人ですが、同じ地区から2人というのは遺憾と思っております。できれば、入遠野と上遠野にわけて頂きたいと思っております。

事務局
(野木係長)

先程も申し上げましたとおり、前体制の第15期において評価を行い、このような候補者と致しました。選び方と致しましては、活動

事務局 (野木係長)	区域毎に定数がございます。ご自身に活動区域を指定して頂きます。遠野と田人で定数4人、この枠組みの中で申し込みをした7人をそれぞれ評価委員会の委員が評価致しまして、4人に決定したということでございます。この人選につきましては、前体制において評価内容については、ご了解を頂いております。本日はこの場でこのメンバーについて決定をするということでございますので、これまでのご審議の中では、このメンバーでよろしいとされたところでございます。
議長 (草野会長)	油座委員、只今の説明でよろしいでしょうか。
油座委員	納得できません。
議長 (草野会長)	もう一度、質問の内容を詳しくお話してください。
油座委員	遠野・田人地区では7人の申し込みがあった訳です。同じ地区から2人が推進委員となると、入遠野地区が0になってしまいます。入遠野地区を知らない人では調査できないと思います。
事務局 (野木係長)	<p>農地利用最適化推進委員につきましては、これまでの農業委員のように選挙で選ばれることとは違いまして、農業委員・推進委員に住所要件はございません。推進委員につきましては、この活動区域で活動したいという方々でございます。</p> <p>その地区に住んでいないから分らないということではなく、この活動区域の中で責任を持って情報を収集して、調査を実施して頂くこととなります。</p> <p>皆様、農業委員につきましても、区割りはございませんので、同様にお考え頂いて、ご理解頂きたいと思っております。</p>
議長 (草野会長)	事務局説明のとおりご了承願います。 その他、ご質問はございますか。
委員	ー特に無しとの声有りー
議長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第1号について、事務局説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 | - 異議無しとの声有り -

議長 | ご異議が無いようでありますので、議案第1号については、事務局説明のとおり承認致します。

(草野会長) | 以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

| これをもちまして、第16期いわき市農業委員会第1回総会を閉会致します。